

○大子町袋田の滝キャラクターたき丸の使用に関する取扱要綱

平成24年3月2日

告示第10号

(目的)

第1条 この要綱は、袋田の滝を全国的にアピールし、イメージアップを図るため、袋田の滝キャラクターたき丸（以下「キャラクター」という。）のデザイン及び愛称（以下「デザイン等」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の申請)

第2条 キャラクターのデザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用しようとする日から起算して7日前までに、袋田の滝キャラクターたき丸使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の概要
- (2) 企画書（レイアウト、原稿等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者が、次の各号いずれかに該当し、かつ、キャラクターのデザイン等を変更し、及び改変することなく使用する場合は、袋田の滝キャラクターたき丸使用届（様式第2号）を町長に提出し使用することができる。

- (1) 町の機関が行う事務又は事業において使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当であると認めるとき。

(使用の制限)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターのデザイン等の使用を承認しないことができる。

- (1) 町若しくはキャラクターの品位を傷つけるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標若しくは意匠とするなど、独占的に使用するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 法令に違反するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、思想、政党若しくは宗教団体を支援しているとき、若しくは公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適當であると認めるとき。

(使用の承認)

第4条 町長は、第2条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、袋田の滝キャラクターたき丸使用承認（不承認）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定によりキャラクターのデザイン等の使用を承認したときは、原則として、当該キ

キャラクターのデザイン等をデジタルデータで提供するものとする。

(使用料)

第5条 キャラクターのデザイン等の使用料は、無料とする。

(使用内容の変更)

第6条 第4条の規定によりキャラクターのデザイン等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)

は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、袋田の滝キャラクターたき丸使用内容変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、使用内容変更の可否を決定し、袋田の滝キャラクターたき丸使用内容変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた用途のみに使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 許可なく使用の承認を受けた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (3) 定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (4) キャラクターのデザイン等を使用するときは、キャラクターの直下又は直近に「袋田の滝キャラクター たき丸」と表記すること。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その形状のわかる写真の提出をもって、代えることができる。
- (6) 商標登録又は意匠登録の出願を行わないこと。

(使用承認の取消し)

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定による使用承認を取り消すことができる。

- (1) キャラクターの使用承認の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によりキャラクターの使用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、キャラクターの使用承認が不相当と認められるとき。

2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、袋田の滝キャラクターたき丸使用承認取消通知書(様式第6号)により使用者に通知するものとする。

3 第1項の場合において、使用者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザイン等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。